

入間市国民保護協議会委員名簿

R4.6.29

No		機 関 名	職名	氏名	代理出席者	当日 出欠席
1	会長	入間市	市長	杉 島 理一郎		○
2	2号委員	陸上自衛隊第32普通科連隊	第1中隊長	本田 穰治		○
3	2号委員	航空自衛隊中部航空警戒管制団	司令	小野打 泰子	齊藤 三恵 吾妻 光典	○
4	3号委員	埼玉県危機管理防災部危機管理課	課長	内田 浩明	佐々木 猛	○
5	3号委員	狭山警察署	署長	真野 益夫	清水 利春	○
6	3号委員	狭山保健所	所長	山川 英夫		○
7	4号委員	入間市	副市長	濱川 敦		○
8	5号委員	入間市	教育長	中田 一平		○
9	5号委員	入間市消防団	団長	西澤 宏志		○
10	6号委員	入間市	危機管理監	栗原 庸之		○
11	7号委員	西武鉄道株式会社	飯能駅管区長	大橋 正		○
12	7号委員	東京電力パワーグリッド株式会社川越支社	支社長	徳丸 真吾	高橋 省三郎	○
13	7号委員	西武バス株式会社	狭山営業所長	井上 貴之		×
14	7号委員	入間ガス株式会社	代表取締役社長	深井 善次	金子 邦男	○
15	8号委員	入間地区医師会	理事	野中 晴彦		×
16	8号委員	入間ケーブルテレビ株式会社	代表取締役社長	鹿倉 貞二		○
17	8号委員	株式会社エフエム茶笛	専務取締役	東 たか子		○
18	8号委員	丸大観光株式会社	代表取締役	齋藤 栄作	大前 宏記	○
19	8号委員	株式会社NTT東日本-関信越	埼玉西支店 支店長	宅間 由美子	高橋 靖男	○
20	8号委員	入間市連合区長会	副会長	三木 敏正		○
21	8号委員	入間市連合区長会	幹事	比留間 友治		○

令和4年度

第1回 入間市国民保護協議会

日時：令和4年6月29日(水)午後3時～

会場：市役所501会議室

次 第

1. 委嘱式

- (1) 委嘱状の交付
- (2) 会長あいさつ
- (3) 自己紹介

2. 入間市国民保護協議会

(1) 議題

国民保護計画の変更について

資料1 資料2

(2) 事例研究

「航空自衛隊の国民保護に係る弾道ミサイル等対処について」

説明者 航空自衛隊 中部航空警戒管制団司令部

防衛部防衛班 防衛3係 3等空佐 齊藤 三恵 氏

(3) その他

① 令和4年度入間市国民保護訓練について

日程：令和5年3月11日(土) 場所：狭山小学校

② 今後の会議について（場所：市役所501会議室）

第2回入間市国民保護協議会 令和4年12月19日(月) 午後3時～

第3回入間市国民保護協議会 令和5年3月17日(金) 午後3時～

国民保護について

1 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）

- ・武力攻撃事態等において、国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、平成17年9月17日に施行されたもの。
- ・武力攻撃事態等における国、地方公共団体、指定公共機関等の責務や役割分担を明確にし、国の方針の下で、国全体として万全の措置を講ずることができるようにしている。
- ・住民の避難に関する措置、避難住民等の救援に関する措置、武力攻撃災害への対処に関する措置について、その具体的な内容を定めている。
- ・緊急対処事態においても、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じた措置（緊急対処保護措置）を実施することとしている。

2 武力攻撃事態等とは

武力攻撃事態	・弾道ミサイルによる攻撃 ・地上部隊による着上陸侵攻 ・ゲリラ、特殊部隊による攻撃 ・航空機による攻撃
武力攻撃予測事態	武力攻撃事態が予測される事態

緊急対処事態とは

緊急対処事態 (大規模テロ)	・原子力発電所、石油コンビナート、ガス貯蔵施設等の爆破 ・大規模集客施設、駅、新幹線等の爆破 ・放射性物質の拡散、化学剤物質の散布等 ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ 等
-------------------	---

3 国民保護実施体制について

武力攻撃事態等において、国民を保護するための措置は、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関がそれぞれの責務の中で連携し一体となって実施していくものです。

4 市国民保護計画について（国民保護法第35条）

市国民保護計画は、武力攻撃事態や緊急対処事態において、迅速且つ的確に国民保護措置を行うため、平成18年に策定しました。計画には、国民保護措置の実施体制、避難や救援に関する事項、平素から備えておくべき事項などを記載しています。

入間市国民保護協議会の概要

1 協議会の設置（国民保護法第39条第1項）

市域に係わる国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、国民保護協議会を置く。

2 協議会の役割（国民保護法第39条第2項）

(1) 市長の諮問に応じて、市の区域に係わる国民の保護のための措置に関する重要事項を審議する。

(2) 国民保護措置に関する重要事項に関し意見を述べる。

※重要事項とは

主な事項（国民保護計画に定める事項）

- ・警報の伝達、避難に関する事項
- ・安否情報の収集・提供、避難住民の救援に関する事項
- ・水の安定供給など、国民生活の安定に関する事項
- ・退避の指示、警戒区域の設定等に関する事項
- ・復旧に関する事項
- ・訓練の実施、物資の備蓄に関する事項
- ・国民保護措置の実施体制に関する事項

3 国民保護計画との関係（国民保護法第39条第3項）

市長は、国民保護計画を作成し、又は変更するときはあらかじめ協議会に諮問しなければならない。

4 協議会の組織（国民保護法第40条）

(1) 会 長 市長

(2) 委 員

委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

1号委員 指定地方行政機関の職員

2号委員 自衛隊に所属する者

3号委員 県職員

4号委員 副市長

5号委員 市教育長・市消防団長

6号委員 市職員

7号委員 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員

8号委員 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者

5 協議会の任期（国民保護法第40条第5項）

2年

国民保護計画の変更について

1 変更の必要性

国の「国民の保護に関する基本指針」が平成29年12月に変更され、それに伴い、平成30年12月に埼玉県計画が変更されました。

入間市の国民保護計画は、平成22年度に国の指針・県の計画変更に伴った計画変更をし、平成29年度に軽微な変更（市の組織機構の見直しに伴う任務分担等の変更）を行いましたが、以降の変更を行っていないため、県計画の変更等を踏まえた市計画の変更が必要です。

2 主な変更内容について

(1) 国基本指針・県計画変更に伴う変更

①弾道ミサイル落下時の避難行動の住民への周知

弾道ミサイル攻撃の場合の留意点に「県及び市町村は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努める」旨を追加。

②情報伝達手段の多重化等の推進

警報の住民への周知方法に、「市町村は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努める」旨を追加。

③避難施設の確保

県の行う避難施設の指定に際して、「避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、できるだけ多くの避難施設の確保に努める」旨を追加。

④避難施設の指定要件として地下施設を位置づけ

爆風等から直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物のほか「地下街、地下駅舎等の地下施設」を追加。

⑤ 武力攻撃事態等に特有な訓練の実施

武力攻撃事態等に特有な訓練等の実施に当たっては、地下への避難や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める旨を追加。

⑥ 武力攻撃原子力災害時における避難退域時検査等の実施

核攻撃等においては、避難住民等の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる旨を追加。

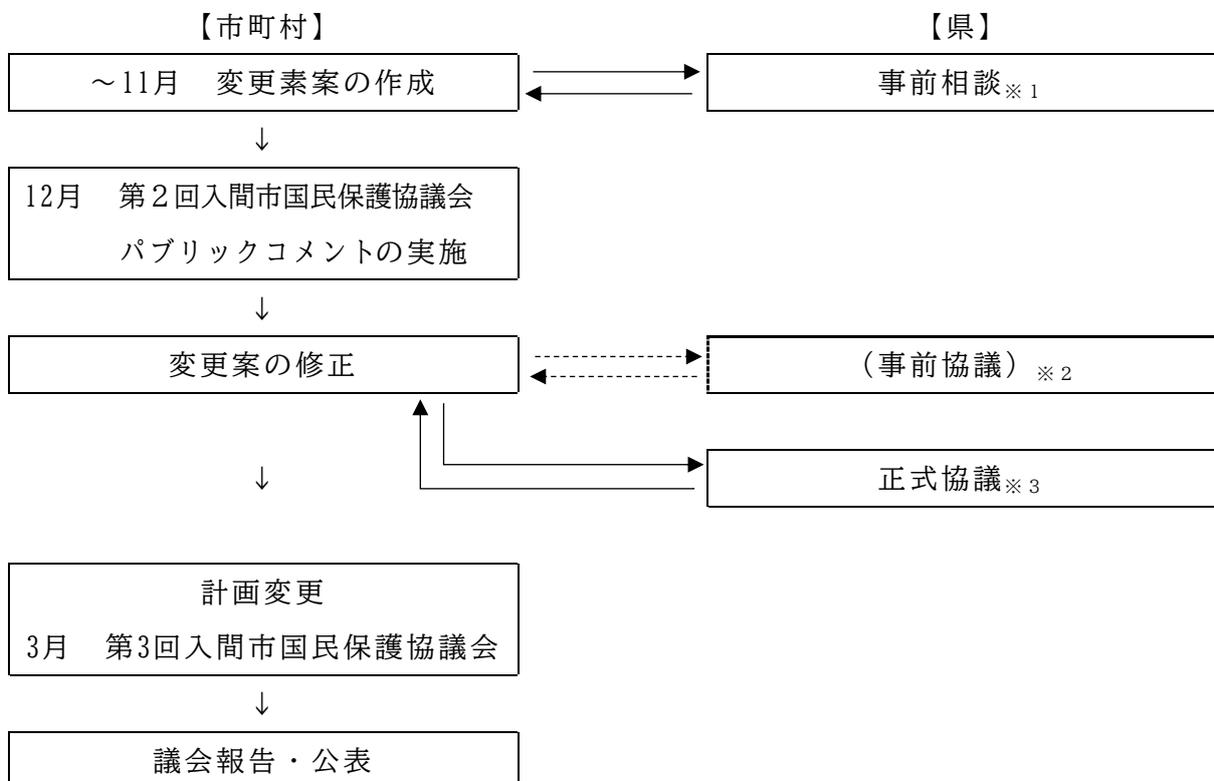
(2) その他

前回計画変更からの時点修正、市内部組織の任務分担・資料編の更新など

3 今後のスケジュール

変更にあたっては国民保護協議会の開催とあわせて、県との協議が必要となります。

また、県との協議終了後は、国民保護法上、議会へ報告し公表することが必要になります。



※1 事前相談

県計画の変更や時点修正等を反映して作成した変更案素案に基づき行う。

※2 事前協議

国民保護協議会の意見等を踏まえて修正した変更案に基づき行う。変更案と新旧対照表を1部提出。変更がない場合や軽微な場合は省略することもあるので、協議会の結果（出された意見とそれに対する反映の有無等）を報告する。

※3 正式協議

事前協議終了後、県に正式協議する。協議文、変更案、新旧対照表を1部提出。

【国民保護計画の体系】

【国】 国民の保護に関する基本指針（国民保護法第32条）

- ・ 国民保護の実施に関する基本的な方針
- ・ 都道府県国民保護計画作成の基準
- ・ 想定される武力攻撃事態の類型
- ・ 類型に応じた避難措置、救援、武力攻撃災害への対処措置



【都道府県】 都道府県国民保護計画（国民保護法第34条）

- ・ 国基本指針に基づき作成
- ・ 国民保護協議会に諮問（軽微な場合は除く）
- ・ 内閣総理大臣に協議（軽微な場合は除く）
- ・ 議会に報告、通知、公表



【市町村】 市町村国民保護計画（国民保護法第35条）

- ・ 県国民保護計画に基づき作成
- ・ 国民保護協議会に諮問（軽微な場合は除く）
- ・ 都道府県知事に協議（軽微な場合は除く）
- ・ 議会に報告、公表

入間市国民保護協議会条例

平成18年3月31日

条例第15号

改正 平成18年12月27日条例第51号

平成28年9月30日条例第27号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、入間市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 協議会の委員の定数は、22人以内とする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、危機管理課において処理する。

(平18条例51・平28条例27・一部改正)

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

2 入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第28号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成18年条例第51号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第27号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。



航空自衛隊の国民保護措置に係る 弾道ミサイル等対処について

令和4年6月29日(水)
航空自衛隊入間基地
中部航空警戒管制団

項目

- 1 自衛隊と国民保護
- 2 国民保護法で対象とする事態
- 3 弾道ミサイルについて
- 4 北朝鮮による弾道ミサイル技術と攻撃能力の向上
- 5 先端技術兵器の開発動向
- 6 自衛隊の警戒監視態勢
- 7 日本の領域に向けてミサイルが発射された場合
- 8 弾道ミサイル防衛(BMD)
- 9 弾道ミサイル対処能力情報のための取り組み

武力攻撃事態等の場合

武力攻撃排除 ≪主たる任務≫

国民保護措置 ≪主たる任務に支障の生じない範囲≫

防空のための作戦の一例



(注1) 国土から離れた洋上における早期警戒管制機能を有し、地上の警戒管制組織を代替する管制能力を有する航空機
 (注2) 敵機の接近に即応できるよう、戦闘機を武装した状態で空中待機させておくこと

国民保護法で対象とする事態

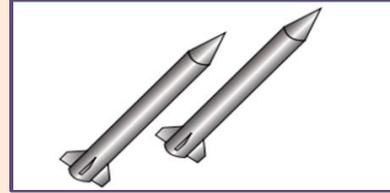
武力攻撃事態等



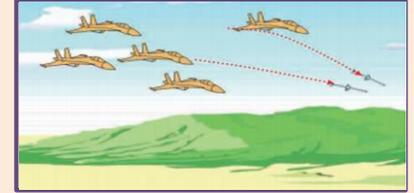
着上陸侵攻



ゲリラ等による
攻撃

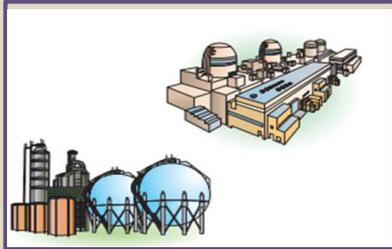


弾道ミサイル攻撃



航空攻撃

緊急事態対処



原子力事業所等に
対する攻撃



大規模集客施設等に
対する攻撃



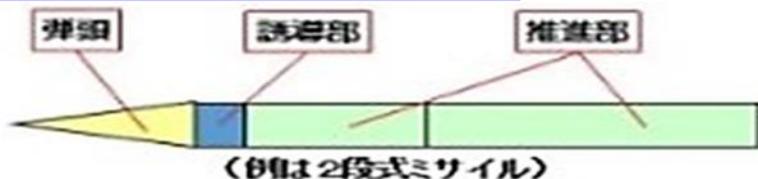
炭疽菌やサリン・爆
発物等を用いた攻
撃



航空機による自
爆テロ等

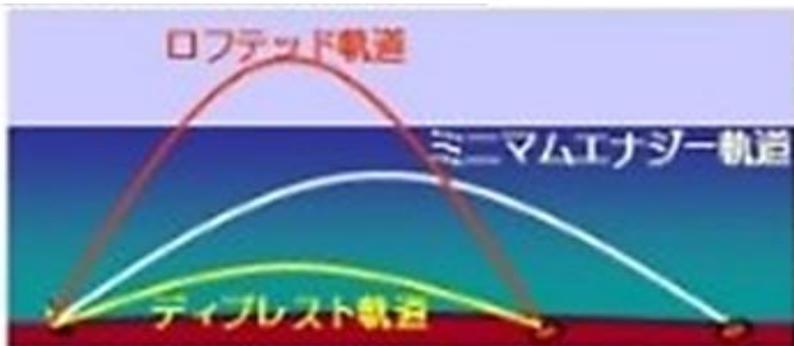
- 弾道ミサイルは、放物線を描いて飛翔する、ロケットエンジン推進のミサイルで、離れた目標を攻撃することが可能。核・生物・化学兵器などの大量破壊兵器の運搬手段としても使用される。
- 有効に対処するには極めて精度の高い迎撃システムが必要。

○一般的な弾道ミサイルの構成



○様々な飛翔経路

発射後の制御により、いくつかの飛翔軌道を取らせることが可能



- **ミニмумエナジー軌道**: 最も効率的な飛翔パターン
- **ロフトッド軌道**: ミニмумエナジー軌道と比べ、高度を高く取り、高仰角で落下するため、対処が困難
- **ディプレスト軌道**: ミニмумエナジー軌道と比べ、高度を低く抑え高速で飛翔するため、短時間で対処する必要

○弾道ミサイルの区分

テポドン2派生型
ICBM級「火星15」
(射程10,000km以上*)

*弾頭の重量等による

ICBM級「火星14」
(射程5,500km以上)

IRBM級「火星12」
(射程約5,000km)

ムスダン (射程約2,500-4,000km)

ノドン (射程約1,300km/1,500km)

スカッドER (射程約1,000km)

(注1) 上記の図は、便宜上平壤を中心に、各ミサイルの到達可能距離を概略のイメージとして示したもの
(注2) 「」は北朝鮮の呼称

○弾道ミサイル迎撃における課題

極めて短い時間で、迎撃のための対処を行う必要

高高度まで迎撃ミサイルを精密に誘導・管制し、確実に迎撃するため直撃させる必要

小さく高速な目標を確実に探知・追尾する必要

→ 極めて精度の高い迎撃システムが必要

北朝鮮による弾道ミサイル技術と攻撃能力の向上

北朝鮮による弾道ミサイル等発射数・核実験回数



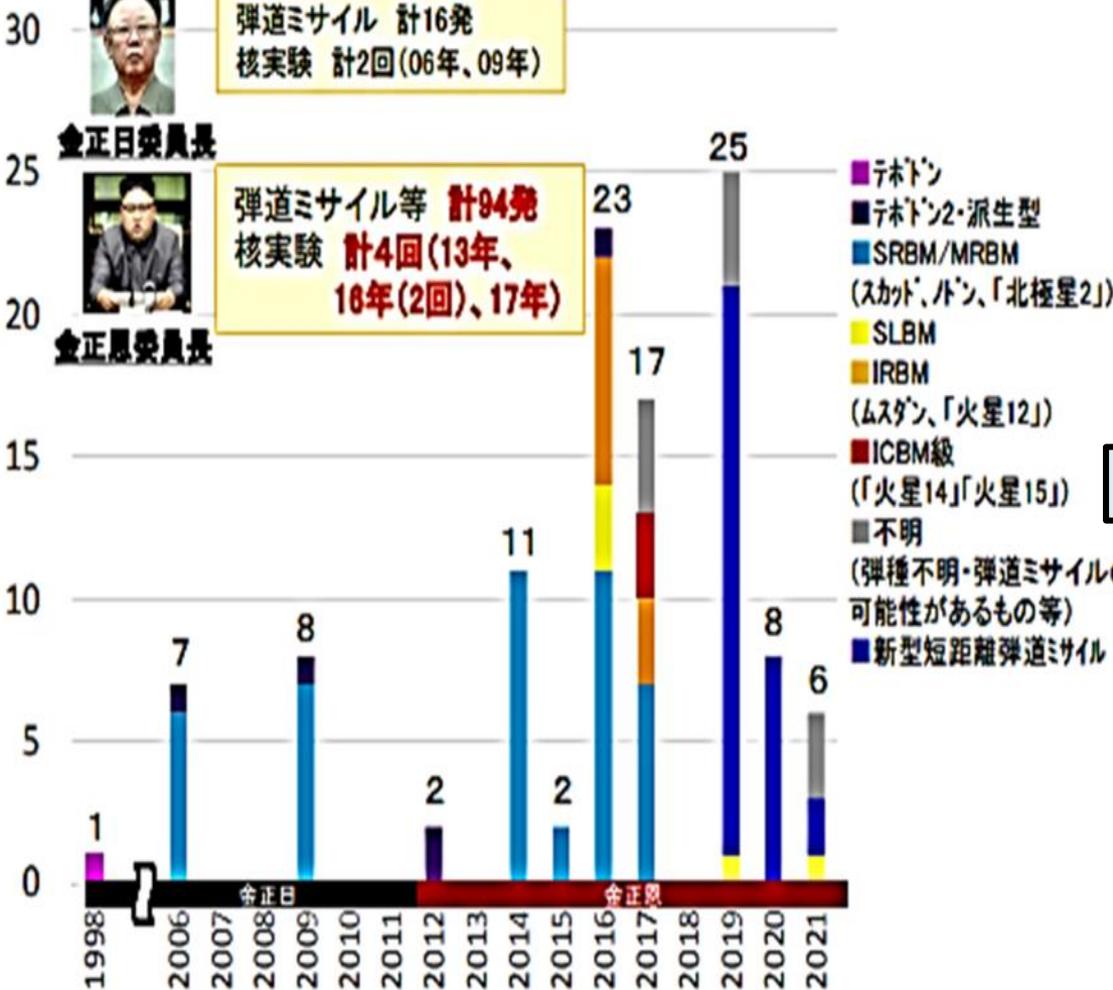
金正日委員長

弾道ミサイル 計16発
核実験 計2回(06年、09年)



金正恩委員長

弾道ミサイル等 計94発
核実験 計4回(13年、
16年(2回)、17年)



長射程化



ICBM級「火星15号」型
(17年11月)

同時発射



スカッドER
(17年3月)

秘匿性・即時性向上



SLBM「北極星」
(16年4月)

変則的な軌道



新型短距離弾道ミサイル
A/B
(19年5,7,8月/19年8月、
20年3月)

出典：防衛省ホームページ「北朝鮮による核・弾道ミサイル開発について」を引用、編集して作成

<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/northKorea/pdf/nk2-2021.pdf>

先端技術兵器の開発動向(極超音速兵器)

- 中国及びロシアは、極超音速滑空兵器(HGV)や、極超音速巡航ミサイル(HCM)といった極超音速兵器を開発中
- 極超音速兵器は、マッハ5を超える極超音速で飛翔するとともに、弾道ミサイルと比べ、低い軌道を長時間飛翔し、高い機動性を有することなどから、探知や迎撃がより困難になるとされる。

極超音速滑空兵器(HGV)

○ ロシアのHGV



アヴァンガルドのイメージ図

ロシアは、アヴァンガルドを2019年に配備済であり、能力について現在及び将来のミサイル防衛網では対処できないと主張

○ 中国のHGV



2019年10月の軍事パレードで登場した「DF-17」MRBM

中国は複数のHGVのモデルを開発しており、2020年に配備を開始したと米国が指摘している。

極超音速巡航ミサイル(HCM)

○ ロシアのHCM



ツイルコンのイメージ図

ツイルコンは、最高速度マッハ9、1,000km離れた海上及び地上の目標を攻撃することが可能とされる。

自衛隊の警戒監視態勢

- 自衛隊は、ミサイル発射等に備えて、24時間365日、切れ目なく、我が国周辺を警戒監視
- 今、この瞬間も、レーダー、人工衛星、航空機、艦艇などによって、北朝鮮の動向把握に全力



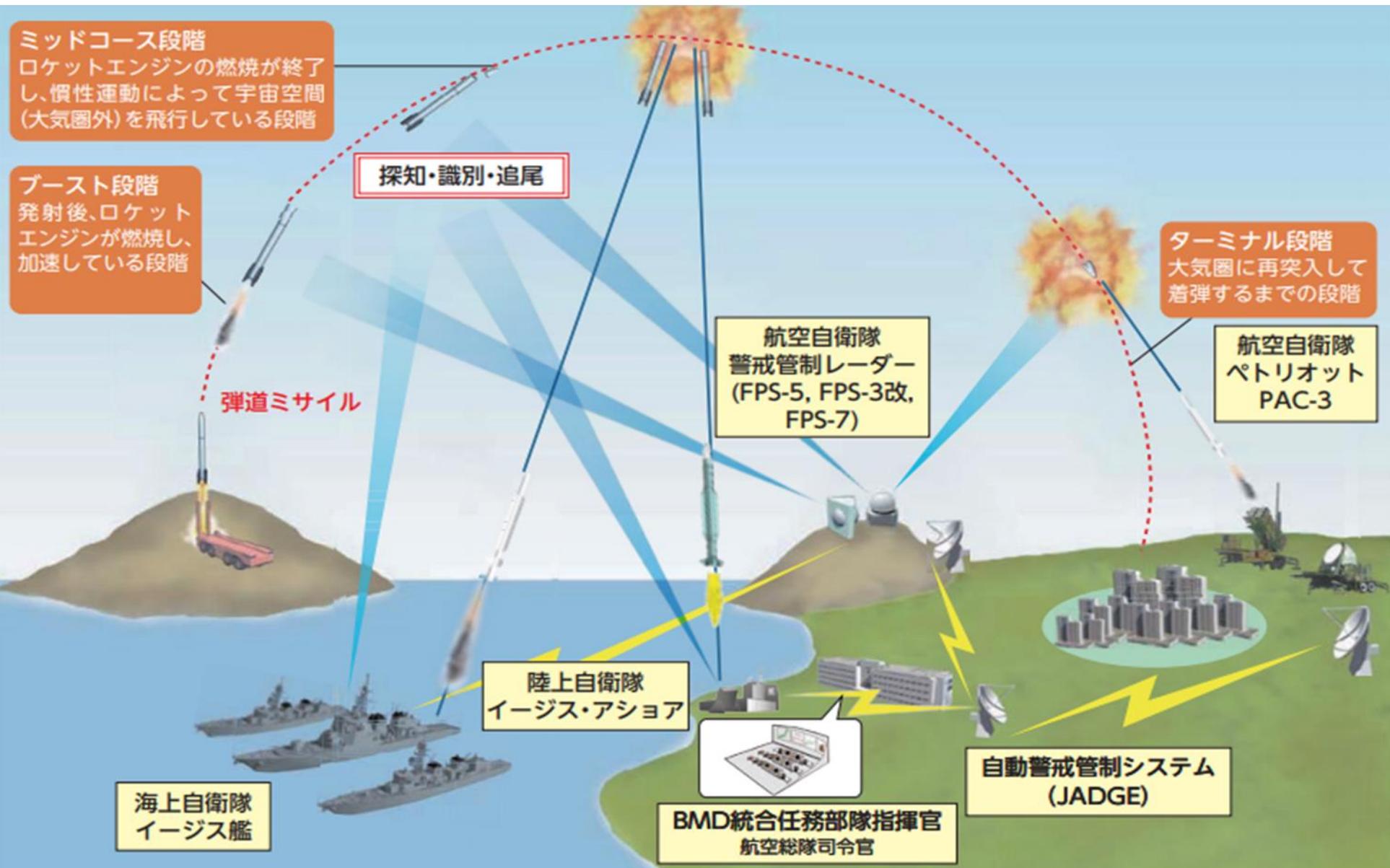
出典：防衛省ホームページ「ミサイル防衛について」

<https://www.mod.go.jp/j/approach/defense/bmd/index.html>

日本の領域に向けてミサイルが発射された場合には・・・

- 人工衛星やレーダーで瞬時に探知し、直ちに落下地点を予測
- 数分以内に、国民に警報を発して、避難を呼びかけ
- 発射されてから総理の判断を仰いでいては間に合わないため、現場指揮官が躊躇なく迎撃できる仕組みを整備済み（自衛隊法82条の3）





弾道ミサイル対処能力向上のための取り組み

能力向上型迎撃ミサイル (SM-3ブロック1B及びブロックII A) の整備

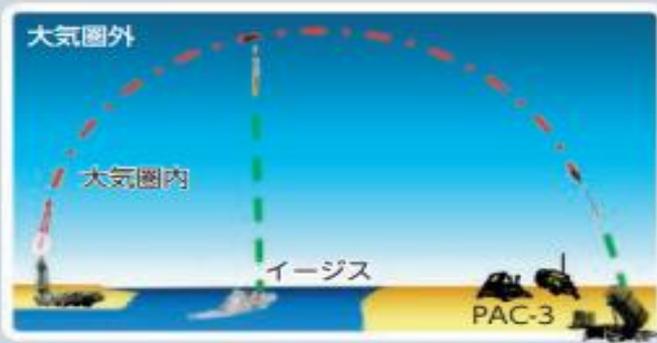
従来脅威への対処能力の向上

SM-3ブロック1Aによる防護 ← 対処能力の向上 → 能力向上型迎撃ミサイルによる防護

従来予測される迎撃回避手段や飛行軌道の多様化への対処

迎撃回避手段 (おとり弾) の出現 多様化した軌道 (ロフテッド) / 通常軌道 (ミニマム エネルギー)

・防護範囲の拡大、撃破能力、同時対処能力の向上



イージス艦の能力向上及び増勢

「こんごう」型×4隻

従来の体制のイメージ

「こんごう」型×4隻
「あたご」型×2隻 + 「まや」型×2隻

将来の体制のイメージ

・継続的な対処能力の強化

能力向上型PAC-3ミサイル (PAC-3MSE) の導入

PAC-3の防護範囲

PAC-3MSEの防護範囲

同時対処能力の向上(イメージ)

・防護範囲の拡大、同時対処能力の向上

終



航空自衛隊 入間基地
中部航空警戒管制団

